滑川市採用動画制作支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則(昭和38年滑川市規則第10号)第21条の規定に基づき、滑川市採用動画制作支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法(昭和38年 法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業の事業者又は常時使用する 従業員数が300人以下の医療法人若しくは社会福祉法人の事業者をいう。 (補助金の交付)
- 第3条 市内における若者及びUIJターン者の就労を促進し、市内中小企業等の人材確保及び市内産業の振興を図るため、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。
 - (1) 市内に事業所を有すること。
 - (2) 市税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる中小企業者等については、補助対象 者としない。
 - (1) 補助の対象となる経費について、国、県その他地方公共団体等から補助 その他の助成を受けている者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者
 - (3) 滑川市暴力団排除条例(平成24年滑川市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
 - (4) その他市長が不適当と認める者

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助交付額及び補助限額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、滑川市採用動画制作支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業概要書(様式第2号)

- (2) 見積書の写し
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付は、市内中小企業者等1社につき1回限りとする。 (実績報告)
- 第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了後、滑川市採用動画制作支援事業補助金実績報告書(様式第4号)に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績報告書(様式第5号)
 - (2) 領収書等支払いを証するものの写し
 - (3) 制作した採用動画のデータ
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助交付額及び補助限度額
採用動画の制作費用	補助対象経費に2分の1を乗じた額以内とし、5万円
	を限度とする。

附則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。